

結婚新生活支援事業

親世帯・子育て世帯近居同居支援事業

【結婚新生活支援事業とは】

若年世帯の婚姻に伴う新生活の住居確保に係る初期費用を助成することにより経済的負担を軽減します。また、結婚と併せて住宅を建築・購入し、親世帯と近居又は同居する場合に助成上限を拡大します。

【親世帯・子育て世帯近居同居支援事業とは】

親世帯と子育て世帯が近居又は同居するための住宅取得に伴う費用を助成することにより、多世代が地域の中で交流し、安心して暮らすことができるよう支援します。

【近居の範囲】

親世帯と新婚世帯又は子育て世帯が同一の小学校区、又は直線で1.2km以内の範囲に居住することをいいます。



【助成額について】

《結婚新生活支援事業》

- ・住宅の取得、賃貸、リフォーム及び引越に係る費用の合計額（30万円まで）
- ・親世帯と近居・同居した場合の住宅の取得に係る費用（40万円まで）

《親世帯・子育て世帯近居同居支援事業》

10万円

【申請期間】

令和6年4月1日（月）～ 令和7年3月31日（月）まで

【申請方法】

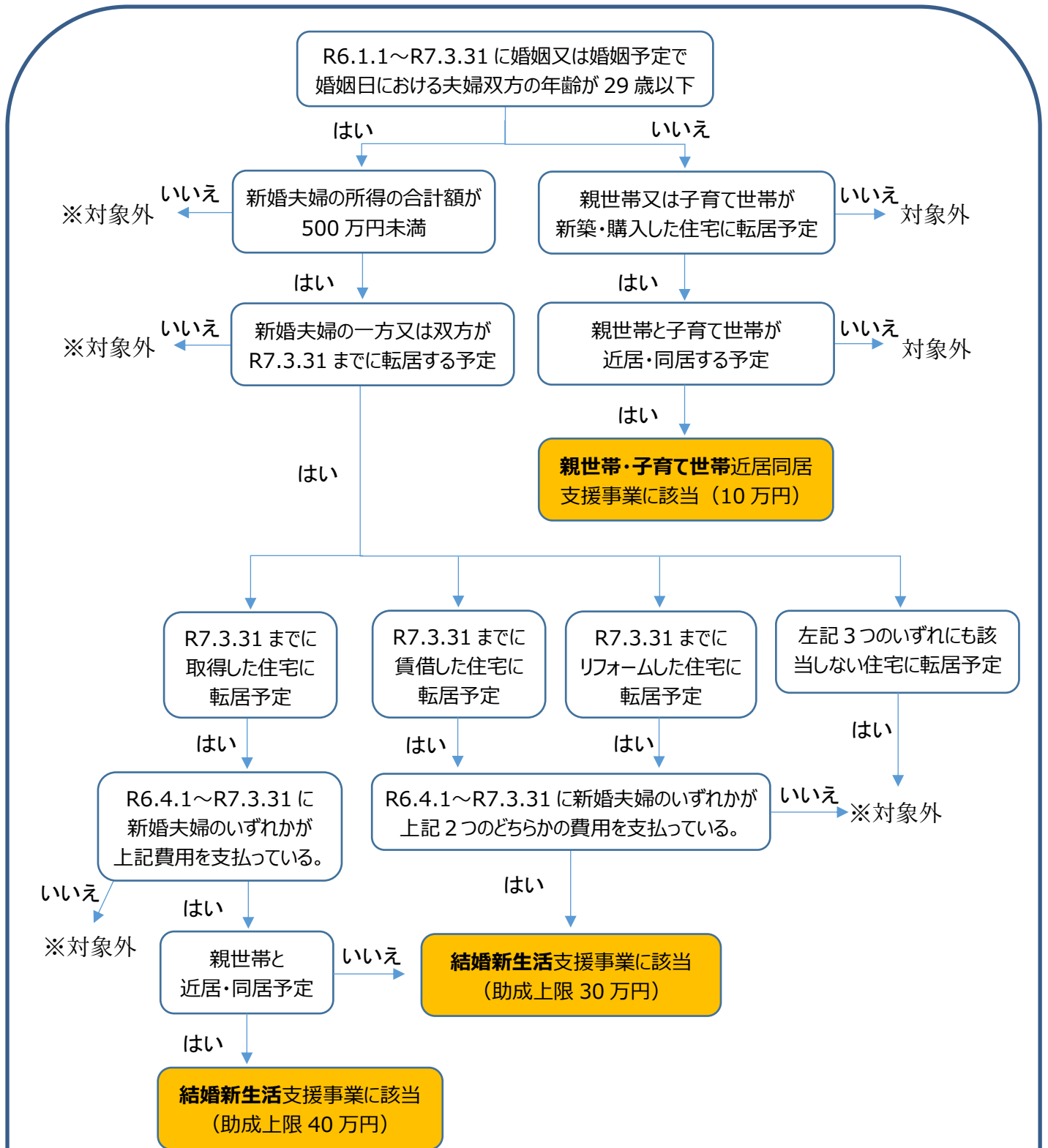
- 住宅の取得、賃貸、リフォームの契約等の前に届出が必要です。（郵送・メール可）
- 上記申請期間に申請書に必要書類を添えて住宅政策課へ提出してください。（郵送可）
- 届出書及び申請書は市のホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせ 船橋市役所 建築部 住宅政策課

047-436-2712

結婚新生活支援事業

親世帯・子育て世帯近居同居支援事業 要件フローチャート



※結婚新生活支援事業の対象外となっても、要件を満たしていれば親世帯・子育て世帯近居同居支援事業に該当する場合があります。

また、このフローチャートは、2つの事業のどちらに該当するかを簡易的に示したものです。

上記以外にも要件がありますので、上記のフローチャートに該当しても助成金を交付できない場合があります。

【助成対象要件】

前ページのフローチャートに加え、以下の全ての要件を満たしている必要があります。
また、交付申請書に記載がある宣誓事項の内容も満たしている必要があります。

《結婚新生活支援事業》

<input type="checkbox"/>	住宅の取得、賃借又はリフォームに係る契約等を締結する前に、市に届出をしていること
<input type="checkbox"/>	助成金申請時に夫婦双方の住所が対象となる住宅の所在地にあり、住民基本台帳に記録されていること
<input type="checkbox"/>	夫婦のどちらかが住宅の取得、賃借又はリフォームに係る契約を締結していること
<input type="checkbox"/>	夫婦のどちらかが住宅の取得、賃借、リフォーム又は引越に係る支払を令和6年4月1日から令和7年3月31日までにしていること

《親世帯・子育て世帯近居同居支援事業》

<input type="checkbox"/>	住宅の建築又は購入に係る契約を締結する前に、市に届出をしていること
<input type="checkbox"/>	親世帯又は子育て世帯が、新たに建築又は購入した市内の住宅に、令和5年12月1日から令和7年3月31日までの間に転居（住民票の異動をいいます。）することにより市内で近居又は同居すること
<input type="checkbox"/>	子育て世帯に18歳以下の子ども（出産予定を含む。）が同居していること
<input type="checkbox"/>	市税を滞納していないこと
<input type="checkbox"/>	親世帯又は子育て世帯が市内に1年以上居住しており、住民基本台帳に記録されていること
<input type="checkbox"/>	転居後の住所が住民基本台帳に記録されていること
<input type="checkbox"/>	建築基準法その他関係法令の基準に適合する住宅であること
<input type="checkbox"/>	転居した世帯の住宅が最低居住面積水準（別紙参照）を満たしていること
<input type="checkbox"/>	耐震性能を有していること（別紙参照）

【事前届出】（郵送・メール可）

住宅に係る契約締結前に届出書（第1号様式）を住宅政策課に提出してください。

届出書・申請書は市のホームページからダウンロードできます。

【申請方法】（郵送可）

申請書に必要な書類を添えて住宅政策課へ提出してください。

《結婚新生活支援事業》

<input type="checkbox"/>	交付申請書（第2号様式）
<input type="checkbox"/>	夫婦の戸籍全部事項証明書又は婚姻届受理証明書
<input type="checkbox"/>	同意書（所得の確認に係るもの）
<input type="checkbox"/>	住宅の取得、賃借、リフォームに係る契約書の写し
<input type="checkbox"/>	住宅の取得、賃借、リフォーム及び引越費用の領収証又はローン契約書の写し
<input type="checkbox"/>	（該当がある場合） 貸与型奨学金の返済額がわかる書類 住宅手当等の受給額がわかる書類

《親世帯・子育て世帯近居同居支援事業》

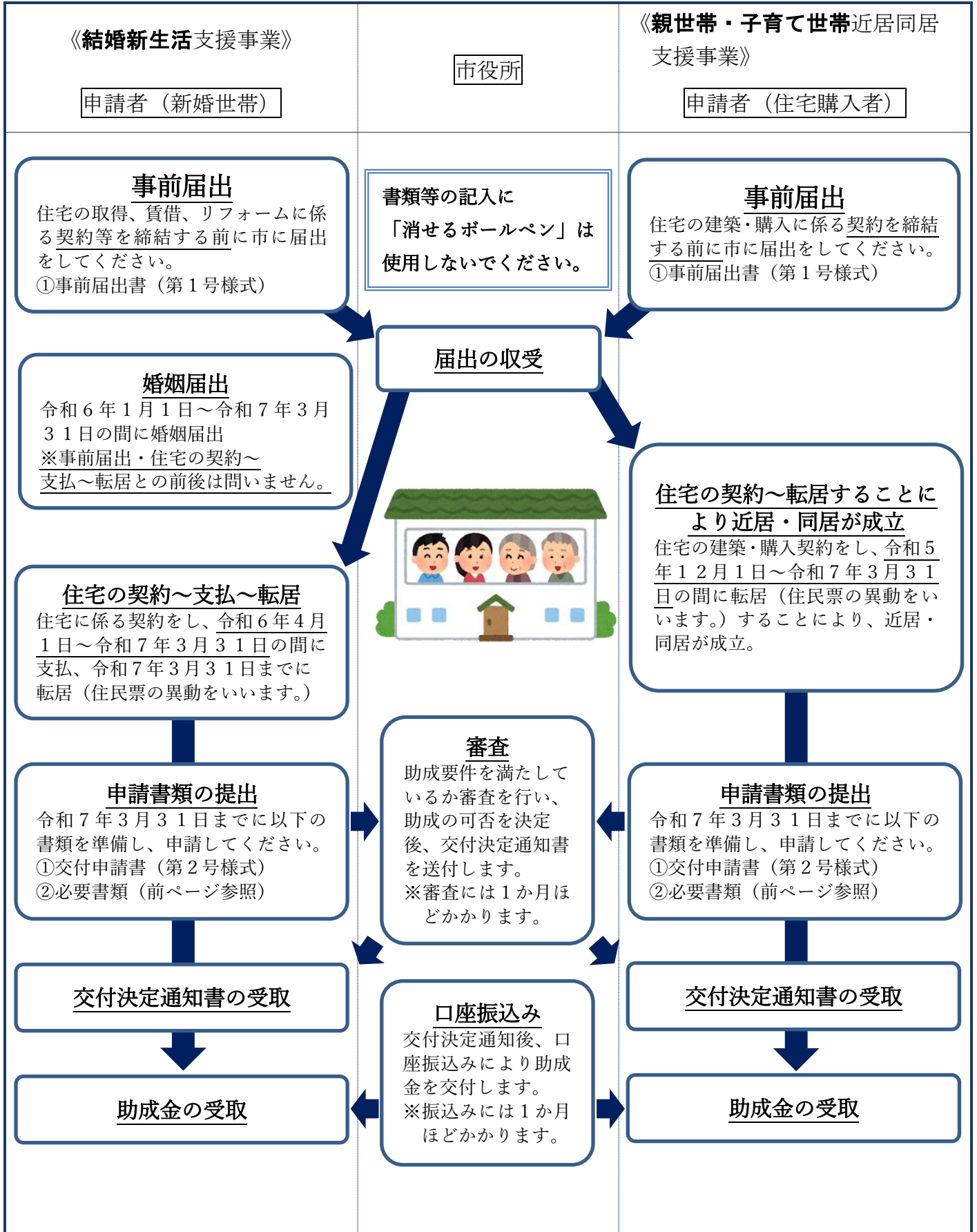
<input type="checkbox"/>	交付申請書（第2号様式）
<input type="checkbox"/>	親世帯・子育て世帯の親子関係が証明できる戸籍全部事項証明書
<input type="checkbox"/>	市税納付確認書
<input type="checkbox"/>	建物の売買又は工事請負契約書の写し及び領収証の写し
<input type="checkbox"/>	建物の検査済証等の写し
<input type="checkbox"/>	建物の築年数がわかる書類
<input type="checkbox"/>	（子育て世帯の第一子が誕生前の場合） 母子健康手帳の交付年月日及び母の氏名が記載されたページの写し

〈送付先〉 ☎273-8501

船橋市湊町2-10-25 船橋市役所6階住宅政策課

E-mail : jutakuseisaku@city.funabashi.lg.jp

【助成金交付の流れ】



《結婚新生活支援事業》

～Q&A～

Q:令和5年12月31日以前に婚姻している場合は対象になりますか？

A:対象になりません。令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻した場合で、その時点での夫婦双方の年齢が29歳以下である場合に対象になる可能性があります。

Q:既に住宅の取得、賃借又はリフォームに係る契約が済んでいるが、対象になりますか？

A:契約前に届出が必要であるため、対象になりません。

Q:どの年の所得が確認の対象となりますか？

A:申請時点で確認が可能な直近の年度の所得が対象となります。具体的には、1月1日から6月30日までに申請する場合は前年度の所得、7月1日から12月31日までに申請する場合は当年度の所得が対象となります。

Q:住宅の取得の場合で、引き渡しまでに長期間要する場合でも申請できますか？

A:事前届出は契約前にしていただく必要がありますが、引き渡し令和7年度以降となる場合でも、この事業の申請要件を満たした時点で、その年度に申請することができます。

Q:貸与型奨学金の返済があります。そのことがわかる書類を提出するのは何のためですか？

A:貸与型奨学金の返済がある場合、所得額から年間の返済額を差し引いて審査することができます。なお、住宅手当等の受給がある場合は、助成対象となる家賃等から控除することになります。

Q:住宅の取得の場合、夫婦のいずれかの名義である必要はありますか？

A:少なくとも建物の一部が夫婦のいずれかの名義である必要があります。

Q:住宅の賃借の場合、どのような費用が対象になりますか？

A:契約時に初期費用として支払う賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみが対象になります。その他鍵交換代、光熱水費、火災保険料等は対象になりません。

Q:住宅の賃借の場合、夫婦のいずれかが契約者である必要はありますか？

A:夫婦のいずれかが契約し、かつ、夫婦のいずれかが賃借に係る対象費用を支払う必要があります。

Q:住宅のリフォームの場合、どのような費用が対象になりますか？

A:住宅の機能の維持・向上のための修繕、増改築、設備更新等の工事費用が対象になります。倉庫、車庫に係る工事費やフェンス等の外構に係る工事費、家電購入・設置費は対象になりません。

Q:既に住んでいる住宅(夫婦の双方とも転居しない場合)のリフォーム費用は対象となりますか？

A:対象になりません。少なくとも夫婦の一方が転居する必要があります。

Q:夫婦のどちらかがリフォームを行う住宅を所有している必要はありますか？

A:夫婦のいずれかが所有者である必要はありませんが、夫婦のいずれかの名義でリフォームに係る契約をし、かつ、夫婦のいずれかが当該費用を支払う必要があります。

Q:引越費用について、自身で引越した場合にかかったレンタカー代等は対象になりますか？

A:対象になりません。引越業者又は運送業者へ支払った費用が対象となります。

Q:夫婦の一方が住んでいる(リフォームが伴わない)住宅にもう一方が転居した場合の引越費用は対象となりますか？

A:対象になりません。引越費用は、取得、賃借又はリフォームした住宅に転居する場合に限り対象になります。

Q:親世帯が親世帯・子育て世帯近居同居支援事業の、子育て世帯が結婚新生活支援事業の要件を満たしている場合、2事業それぞれの助成の対象になりますか？

A:助成を受けられるのは片方の世帯のみです。上記の場合には、子育て世帯(新婚世帯)が結婚新生活支援事業の対象(助成上限40万円)となります。

《親世帯・子育て世帯近居同居支援事業》
～Q&A～

Q:どのような転居が対象となりますか？

A：住宅を新たに建築・購入し、令和5年12月1日から令和7年3月31日の間に転居（住民票の異動をいいます。）し、親世帯と子育て世帯が近居又は同居した場合に対象となります。

Q:近居とはどの位の距離ですか？

A：同一の小学校区内または直線距離で1.2km以内です。
※地図アプリ等でご確認いただくことができます。

Q:現在第1子を妊娠中ですが、子育て世帯の対象になりますか？

A：対象になります。確認のため、母子健康手帳の交付年月日と母の氏名が書かれたページの写しをご提出ください。

Q:18歳以下の子どもとは、いつ以降に生まれた子のことですか？

A：平成18年4月1日以降に生まれた方が対象です。

Q:既に住宅の新築・購入に係る契約が済んでいるが、対象になりますか？

A：原則として契約前に事前届出が必要となりますが、令和6年6月以前の契約については、経過措置を設けておりますので、詳細についてはご相談ください。

Q:耐震性能を有する建物とはどういう建物ですか？

A：昭和56年6月1日以降に適用された新耐震基準を満たす建物です。ただしそれ以前に建設された建物（旧耐震基準）の場合でも耐震診断の結果、新耐震基準を満たすと判断された建物を含みます。詳しくは別紙「耐震性能を有する建物について」をご覧ください。

Q:親世帯及び子育て世帯の両方が近居又は同居のため転居した場合、両方の世帯が助成の対象になりますか？

A：いずれか一方の世帯のみが助成の対象となります。

Q:同居していましたが、今回近居することになりました。対象になりますか？

A：対象となります。近居から近居や近居から同居についても対象となります。

Q:最低居住面積水準は、いつ時点の年齢で計算しますか？

A：申請時点の年齢で計算してください。また、計算方法の詳細については、別紙「最低居住面積水準について」をご確認ください。なお、ホームページにて、世帯人数を入力すると、面積水準が計算できるツールを用意しておりますのでご利用ください。

Q:親族から中古住宅を贈与されて親と近居する場合、助成の対象となりますか？

A：贈与・相続により住宅を取得した場合は対象外です。

